

7月定例教育委員会会議 議事録

令和4年7月28日
午後3時30分開会
さんくす3番館5階第1会議室

出席委員

西川俊孝 教育長
福田知弘 委員
谷池雅子 委員

安達友基子 教育長職務代理者
和田光代 委員

欠席委員

飴野仁子 委員

出席説明員

山下栄治 学校教育部長
大江慶博 教育監
落俊哉 学校教育部次長教育総務室長兼務
脇寺一郎 教育未来創生室長
小西正晃 保健給食室長
田中満明 教育総務室参事
荒木大輔 学校教育室参事・指導主事
福井佑介 教育未来創生室主幹
富田圭 青少年クリエイティブセンター館長代理

道場久明 地域教育部長
堀哲郎 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務
大川雅博 青少年室長
平野和男 学校教育部総括参事
草場敦子 教育センター所長
木村匡志 教育未来創生室参事
佐藤忍 学校教育室参事・指導主事
三井真吾 学校教育室主幹・指導主事

7月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただいまから7月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日、飴野委員は、欠席されます。

署名委員に谷池委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明をしてください。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は11名でございます。

西川俊孝教育長

はい。傍聴席数が10名、申請者が11名ということで、通常なら10名ですが、上回っているのが1名ですので、抽選というわけにはちょっといかないなと、1名オーバーですが11名認めてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

はい、それでは11名の傍聴を許可いたします。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

追加議案の提出を申し入れがされました。

議題とすることに異議ないでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第1及び第2として、議題とすることといたします。

議案書を配布してください。

－ 議案書配布 －

西川俊孝教育長

それでは、日程第1、報告第17号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第1、報告第17号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は6月30日付け7月1日付け、及び7月15日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが議案書の3ページをお願いいたします。

6月30日人事発令につきましては市長事務部局へ出向し、同日付けで市長部局におきまして、退職発令となったものが1名。

続きましてその下、7月1日付け人事発令につきましては、市長事務部局、兼任解除となったものが1名。

続きましてその下、7月15日付け人事発令につきましては、選挙管理委員会事務局兼任解除となったものが1名でございます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第 17 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認いたします。

西川俊孝教育長

続きまして、日程第 2、請願第 2 号「41 人以上学級解消のための講師配置について」の請願書を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第 2、請願第 2 号「41 人以上学級解消のための講師配置について」の請願書概要を私の方から説明させていただきます。請願者につきましては、少人数学級を求める吹田市民の会代表詫間隆様でございます。

恐れ入りますが議案書 7 ページをお願いいたします。

請願書となっております、一番下の請願項目、まず①②とございます。

① につきましては、通常学級児童・生徒と支援学級児童・生徒を含めた 41 人以上（小学校 1～3 年までは 36 人以上）の学級解消のための講師配置を行うこと、また本来配置されるべき教員が確保できない状況を解消し、講師未配置校をなくしてください。

② 吹田市の教育課題を解消するためには恒常的に安定した教員確保の体制づくりが必要になっていますが、その体制づくりの方向性を検討してくださいとなっております。

以上でございます。

西川俊孝教育長

続いて、請願項目の考え方について事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

支援学級在籍児童・生徒を含めることで、小学校 1 年生から 3 年生で 36 人以上、小学校 4 年生から中学校 3 年生までで 41 人以上となる学級については、義務標準法の改正及び財源措置が必要であると考えており、今後も国・府に対し要望して参ります。

また、長期的な視点で考え、根本的な解決策が必要であることから、学校規模適正化の動きとあわせて、通級による指導の充実、設置拡大を行うことで、必要な支援が必要な児童・生徒に適正に行われる体制を構築していきたいと考えております。

さらに、実現のためには、通級指導教室を指導することができる教員の育成が非常に重要であることから、研修の体制を整え人材確保に努めて参りたいと考えております。

そのため、通常学級児童・生徒と支援学級児童・生徒を含めた 41 人以上学級解消のための講師配置を行うことについては、現在検討には至っておりません。以上でございます。

西川俊孝教育長
和田光代委員

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

以前、この内容について議論したと思うのですが、いかがですか。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

昨年度の 12 月の教育委員会議で議論し、不採択となっております。

以上でございます。

福田知弘委員	今、御説明いただいた昨年の12月の請願と同趣旨のようにも思えるのですが、その辺りいかがでしょうか。
荒木大輔学校教育室参事・指導主事	本市の教育課題へのアプローチとして講師配置という点に焦点を当てていますが、根本的には、本市における支援学級在籍児童・生徒を含めた学級編制に係る教育課題解消に向けてというところでは、昨年度の12月と同趣旨の内容であるにとらえています。
谷池雅子委員	以上でございます。 昨年の12月のときに教育委員は、拝命しておりませんでしたのでお聞きします。その時はどのような議論があって、不採択になったのかをお教えいただけますか。
荒木大輔学校教育室参事・指導主事	41人以上の学級を解消したいという思いは重く受けとめるものの、その課題に向けてのアプローチとして、支援学級在籍の児童・生徒数が増加し、その中でも、多くの児童が通常学級で学習を行っている現状から、個々の教育的ニーズに応じた個別最適な特別支援教育が行えるよう、通級指導教室の充実に努めていくことで、インクルーシブ教育の推進を図るとして、不採択となった経緯がございます。
安達友基子教育長職務代理者	以上でございます。 今御説明いただいたように前回の時には、この通級指導教室の充実に努めていくということで不採択にしたと私も記憶していて、その時に出ていましたその通級指導教室の拡充っていうのが、実際には進んでいるのかどうか、今年度の現状、設置数などを教えていただけますか。
佐藤忍学校教育室参事・指導主事	今年度の拡充についてですけれども、今年度は新たに小学校で2校、中学校で1校を加え、現在市内では、小学校で12校、中学校で4校、設置をされております。在籍児童数・生徒数ですけれども、小学校では約120名、中学校で約50名が在籍をしております。この約ということに関しましては、途中入級等もございますので、この数字前後という形になっております。
安達友基子教育長職務代理者	以上でございます。 はい、ありがとうございます。 これについては、今後も増やしていくという方向性でお考えということでよろしかったでしょうか。
佐藤忍学校教育室参事・指導主事	先ほど荒木から申し上げた通り、教職員についての育成も含め、追加していくという方向で考えております。
西川俊孝教育長	以上でございます。 そうしましたら、今の御意見の中で同趣旨ということ、それから通級指導教室の方向ということ、それからその方向で動いていて実際に数を増やしていくということを考えているということですね。それを確認してよろしいでしょうか。
荒木大輔学校教育室参事・指導主事	はい。確認していただいて結構です。
西川俊孝教育長	それでは、講師配置ということだけでなく、根本的な解決として本市における支援学級在籍児童・生徒を含めた学級編制に係る教育課題解消に向けて動いていくということを確認した中で、委員会として判断をしたいと思いま

すが、今のようなことであればこの前の不採択ということと、同様の結論になるかと思うんですけれども。

この件についての請願は不採択ということでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

それでは、請願第2号、「41人以上学級解消のための講師配置について」の請願書は不採択ということにいたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第3、請願第3号「中学校給食の計画の見直しを求める請願書」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第3、請願第3号「中学校給食の計画の見直しを求める請願書」について、まず私から概要について説明させていただきます。

こちらにつきましては請願者として、吹田の学校給食を良くする会世話人代表 橋本光代様でございます。

恐れ入ります。議案書11ページをお願いいたします。

こちら請願項目につきましては、1ヶ所の大規模給食センターではなく、生徒たちにより豊かな学校給食を提供できるように調理方式は自校調理方式とし、給食室が建てられない中学校には親子調理方式で実施する。

親子調理方式も実施できない中学校があれば、できるだけ規模の小さい給食センター方式で実施するという調理方式を組み合わせた方法を検討する。といった内容になっております。私からは以上でございます。

西川俊孝教育長

続いて、請願項目の考え方について事務局の説明を求めます。

福井佑介教育未来創生室主幹

請願項目に関しまして、事務局の見解を御説明いたします。

まず、1ヶ所の大規模給食センターではなく、生徒たちにより豊かな学校給食を提供できるように調理方式は自校調理方式とし、給食室が建てられない中学校には親子調理方式で実施するという部分です。

改めて親子調理方式の可能性について検討を行いました。まず、自校調理を実施するために必要となる給食調理場ですが、学校給食衛生管理基準を遵守する上で必要な調理施設面積のモデルプランを設定いたしました。

次に、各中学校の将来の生徒数を見込みそれに必要な食数の規模から、給食調理室の建設面積を算出しました。

次に、算出しました建築面積に対しまして各中学校において、それを建設できるだけのスペースを確保できるかということを確認いたしました。

その結果、自校調理できる可能性のある中学校は18校中8個ございました。

さらに、その自校を調理できる学校で他の学校の分の給食を増産できる数につきましてその給食室を算出いたしました。

そうしますと2,420食の増産が計算上可能となるんですけれども、全中学校に必要となる食数につきましては、調理することができませんので親子調理方式っていうのは成立いたしません。

また、小学校の調理室につきましては、設置年度も古いため、面積も狭く、加工部の給食を調理できるだけの余裕というのはございません。

次に、2点目の項目でございます。

親子調理方式も実施できない中学校があれば、できるだけ規模の小さい給食センター方式で実施するという調理方式を組み合わせた方法を検討するという部分でございます。

先ほど御説明いたしました、自校調理方式を行った上で不足する7,000食分を給食センターから配送するパターン。

また、親子調理方式と組み合わせて4,500食の給食センターを整備する場合、こちらの事業費や運営費などにつきまして算出いたしました。

現在検討しております給食調理施設1ヶ所を整備するパターンと、比較検討を行いました。

その結果、すべての中学校に同時にかつ早期に給食提供の開始ができること、初期経費、運営費ともに安価となること。

施設を集約することで調理員やそこで働かれてる方に多様な働き方が提供できることで、人員確保も容易になること。

また、修繕などのメンテナンスにつきましても、やりやすくなるということから、現在、我々が検討進めている給食センター方式での実施が望ましいと考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

請願されている中で、1ヶ所の大規模センターではですね、読み込み方によっては豊かな学校給食が自校調理よりもやりにくいというふうに見えるんですけども、実際1ヶ所で作られて配送されて、給食の質が下がるとか、そういうことがあるんでしょうか。

給食の質という部分で言いますと、調理したものの食感であったり、運搬方式は年を追うごとに進化しておりますので、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま。また、調理方法につきましても工夫するというところで、美味しく食べれる給食の提供は可能であるというふうに考えております。以上でございます。

小学校の時に自分のところで給食を作って、吹田市ではおいしい給食をみんないただいて、調理員の方が身近にいて、その人と交流しながら、食べるというので、子供たちは、うちの子もなんですけど喜んで給食を食べてました。

家のご飯よりもたくさん食べて帰ってきていました。そういうハードルが、高いところから中学給食になるわけですけど、おいしい給食っていうのを多分目指していると思うんですが、基準としたら、もう小学校の給食が口に慣れているので、それ以上のものか、それぐらいのものを用意して欲しいんですけど、そういうことは検討されていますか。

はい。中学校給食にありましても、美味しく楽しく食べることができるようなものを提供できるということを、工夫を凝らしてやっていきたいというふうに考えております。

それと同じく、食育のことなんですけど、小学校ではすごく力入れてね、食育のこともされているんです。

西川俊孝教育長
福田知弘委員

福井佑介教育未来創生室主幹

和田光代委員

福井佑介教育未来創生室主幹

和田光代委員

中学校で給食に入って、今までされてなかったことをされるということで、できれば小学校から引き継いだ形で、食育を先生の負担にならないような形で、継続してやって欲しいなというふうに思っています。

福井佑介教育未来創生室主幹

食育というのは今も大事なことだと思っています。その充実にはさらに努めていかなければならないと思っておりますし、その中で、栄養教諭さんの役割というのは重要になってくると思いますので、現状中学校には、二名しか配置されていない状況になります。そのあたりも充実できないかということは、何とか考えていくところがございますけども、食育につきましても、引き続き取り組みを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

安達友基子教育長職務代理者

御質問なのですが、アレルギー対応っていうのは、小学校と比較して、このセンター方式になることで、小学校と同等なのかそれともちょっと下がるとか、良くなるとか、何かありますか。

福井佑介教育未来創生室主幹

アレルギー対応につきましては、現状、小学校での対応と同程度のものをやりたいというふうに考えております。

詳細につきましてはもう少し検討させていただきます。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

谷池雅子委員

自校調理方式と比較してですね給食センターになりますと例えば、手指消毒とかそういうコントロールですね、それが統一されますので、食中毒の頻度は減るんじゃないかと思うんですが一方でですね、多人数の食品を使いますので、もし1回汚染されますと、非常に多人数の食中毒になるリスクがあるというふうに予想されますけども、それに関しては例えば業者の選定とかそういうことで、格段の何か考えをお持ちでしょうか。

平野和男学校教育部総括参事

先ほど事業者を募集する時にやはり食中毒ですとか、先ほど委員説明や質問がございましたアレルギー対応についても、事業者の募集をさせていただくときに、それぞれ説明していただけたらと思うんですけども。

そういうところも含めて一番我々として、良いものを提案していただける業者さんを選択していきたいというふうに考えています。

ですから事業者募集する時に、今御指摘いただきましたアレルギー対応、食中毒対応、その他の項目についても、きちっと説明を受けるという形を考えていきたいと思っております。

以上です。

小西正晃保健給食室長

食中毒につきましては、かつて平成27年度に1度、中学校給食の方で、ノロウイルスの関係で生じております。

それ以降、業者への立ち入り調査、コロナ前までは月1回という形で実施をさせていただいております、また今も2か月に1回という形で実施をさせていただいております。

アレルギー対応につきましても当然、各学校だけに任すのではなくて、保健給食室等も併せて管理監督させていただいております、食中毒につきましては27年度以降、現在発生はしていないところでございます。

また、アレルギー対応につきましても引き続き、当然業者任せにするのではなく教育委員会としましても、入念に対応して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

他にございませんか。

委員の皆さんにお聞きをします。事務局の方はセンター方式でということになりました。御質問も色々とされて御意見も伺いました。請願を出されていますので、採択、不採択を決めなければいけないですけれども、今皆さん、御質問なされた中で、特に疑義がないようでしたら、今の事務局はセンター方式ということで、この請願は不採択ということになるんですけれども、それでよろしいでしょうか。

全委員
西川俊孝教育長

異議なし。

それでは、事務局の提案、親子調理方式あるいは自校調理方式をやったとしても確保はできないということ、それから様々なアレルギー対応あるいは、食数のことも含めて検討できるということ、以上のことから教育委員会の見解としては事務局の提案が妥当ということで、この請願については不採択とさせていただきます。

全委員
西川俊孝教育長

異議なし。

それでは、請願第3号「中学校給食の計画の見直しを求める請願書」は不採択にいたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第4、議案第33号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第5、議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

高橋真希地域教育部参事博物館長事務取扱

事務局の説明を求めます。

日程第4、議案第33号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第5、議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」一括して御説明申し上げます。

議案書の13ページを御覧ください。

まず、日程第4、議案第33号「吹田市博物館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

西山理奈様は、社会教育関係者の選出区分で、吹田市PTA協議会からの推薦として委嘱をしておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、推薦団体のPTA協議会の役員改正によるものでございます。

続きまして、日程第5、議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。恐れ入りますが議案書17ページの吹田市立博物館協議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

小川将史様は、PTA協議会副会長で吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。選出区分は、社会教育関係者でございます。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間であります令和4年7月29日から令和5年10月31日まででございます。

今回の委嘱によりまして、委員構成は男性11名、女性1名で合計12名と

なります。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、議案第 33 号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び、議案第 34 号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

続きまして、日程第 6、議案第 35 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

富田圭青少年クリエイティブセンター館長代理

日程第 6、議案第 35 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書 19 ページを御覧ください。

青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱につきましては、市民委員の任期満了に伴い行うものです。恐れ入りますが、21 ページの、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

最初の被委嘱者は和田知子様でございます。2 人目の被委嘱者は光田修平様でございます。任期は令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まででございます。今回の委嘱によりましては、委員数は、女性 7 名、男性 8 名の計 15 名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、議案第 35 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

日程第 7、議案第 36 号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第 7、議案第 36 号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、令和 4 年 8 月 1 日に、教育委員会学務課が、市役所本庁舎からさんくす 3 番館へ移転し、業務を開始することに伴いまして、本庁舎において使用しておりました二つの公印、教育長印と教育委員会印でございますけども、こちらが不要になりますことから、これらを廃止するための規則の改正を行うものでございます。

議案書の 25 ページにつきましては、当該改正に係る規則の改正案を、また、

	<p>27 ページから 29 ページにおきましては、現行・改正案対照表をお示ししております。</p> <p>なお施行年月日につきましては、令和 4 年 8 月 1 日としております。</p> <p>以上簡単な説明ではございますが、御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
西川俊孝教育長	この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。
西川俊孝教育長	それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。
全委員	異議なし。
西川俊孝教育長	それでは、異議なしと認め、議案第 36 号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。
西川俊孝教育長	続きまして、日程第 8、議案第 37 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書小学校用の採択について」を議題といたします。
荒木大輔学校教育室参事・指導主事	事務局の説明を求めます。
	<p>本案は、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、別表の通り、令和 4 年と同一の教科用図書を採択するものです。</p> <p>議案書 46 ページの資料 1 の基本事項にも記載されているように、教科用図書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条により、政令で定める期間は同一の教科用図書を採択することとなっております。小学校の教科用図書は本年度採択外の年に当たらないことから、令和 5 年度は令和 4 年度と同一の教科用図書を採択するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
西川俊孝教育長	この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。
和田光代委員	教科書採択について、もう少しわかりやすく説明してください。
三井真吾学校教育室主幹・指導主事	教科書採択につきましては、令和元年度に小学校用教科用図書の採択が、また令和 2 年度に中学校用教科用図書の採択がございました。
	<p>原則として採択後 4 年間は同一の教科用図書を使用することとなっておりますので、本議案につきましては、本日の教育委員会会議にて、令和 5 年度の使用の教科用図書についても、令和 4 年度と同じ教科用図書採択することについて、御承認をお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
西川俊孝教育長	他にございますか。
福田知弘委員	現在採択されている教科書用の図書について、教員からどのような意見が出ておりますか。
三井真吾学校教育室主幹・指導主事	現在使われている教科用図書について、現場の教員からは特に問題があるといった声は出ておりません。以上でございます。
西川俊孝教育長	他にございますか。
谷池雅子委員	4 年間原則としてという、その根拠を教えてください。
三井真吾学校教育室主幹・指導主事	4 年間というところにつきましては、先ほど参事からの説明にもありましたが、法令にのっとりた根拠となっております。
谷池雅子委員	法令が 4 年と定めているその理由ですね。それと原則ということは、原則として外れる規定があると思うんですけど、教えてください。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

4年と定めている理由なんですけども、採択についてその都度採択していくとその都度、選定会議とかを開いて、大規模な選定作業が必要になるということ。そういったことを簡略された意味で、1回採択をしたら、原則を除いて4年間ということでは法令で決められております。

その原則外というところなんですけども、学校教育法付則第9条に規定される教科用の採択です。この採択を採用するという採択になった場合について、それ以外の教科書についても、採択をしないといけないということで法令で決まっていますのでその4年という、この9条に定められている教科用図書を選定した時には、4年ではなくて、毎年、その年についても採択をしないといけないというふうに法令で定めております。以上でございます。

谷池雅子委員

今、デジタル教科書がそろそろ導入されてきていると思うんですけども、同一の出版社からの教科書は同じというふうに、判断してよろしいでしょうか。それと、デジタル教科書導入の進捗状況を教えていただけたらと思います。

三井真吾学校教育室主幹・指導主事

まず、一つ目の御質問につきまして、デジタル教科書につきましても、採択された、教科書会社が作成したものを使うものになっております。

また、デジタル教科書の導入につきましては、令和6年度より本格導入が予定されております。

現在、文部科学省が実施しております、令和4年度学びの保障充実のための学習者用デジタル教科書実証事業というものによりまして、市内全小中学校に英語版、英語のデジタル教科書が導入されております。

また2教科目のデジタル教科書としまして、小学校25校、中学校18校がそれぞれ学校が選択した、教科のデジタル教科書が導入され、効果的な活用の検討等、今後の教科書制度のあり方について検討を行っているところでございます。以上でございます。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

安達友基子教育長職務代理者

現在使用されている教科用図書は、どこかで閲覧することは可能ですか。

三井真吾学校教育室主幹・指導主事

現在使われている教科用図書につきましては、吹田市立教育センターで閲覧することができます。

また、例年法律に則り、14日間の教科書展示会を実施しております。

今年度は、法定外展示も含め、5月18日から6月20日の期間に、吹田市立教育センターのほか、さんくす図書館と山田駅前図書館で実施いたしました。以上でございます。

安達友基子教育長職務代理者

ちょっと関連してなんですけど、デジタル教科書についてはどこかで見る機会っていうのはあるんですか。

三井真吾学校教育室主幹・指導主事

デジタル教科書につきましては、現在、実証事業の段階ということもありまして、特に皆さんに御覧いただくような場というものは設定しておりません。以上でございます。

安達友基子教育長職務代理者

わかりました。ありがとうございます。

西川俊孝教育長

他に御質問等ございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

それでは、異議なしと認め、議案第 37 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書小学校用の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第 9、議案第 38 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第 9 条に規定される教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

議案第 38 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書を小学校用の学校教育法付則第 9 条に規定される教科用図書の採択について」御説明を申し上げます。

議案書 49 ページ、資料 2 にもありますように、吹田市におきましては、従来より障がいのある児童・生徒の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、可能な限りすべての児童・生徒がともに学びともに育つよう配慮しており、支援学級に在籍する児童・生徒も通常学級の児童・生徒と同じ教科用図書を採択し、学校教育法付則第 9 条に規定される教科用図書については、別途採択しておりません。

しかしながら、小中学校に在籍する児童・生徒のうち、弱視児童・生徒については、学校教育法付則第 9 条に基づき、令和 5 年度使用教科用図書として採択された発行者の、教科用図書、拡大した拡大教科書を採択することが望ましいため、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

西川俊孝教育長

この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第 38 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書小学校用の学校教育法附則第 9 条に規定される教科用図書の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第 10、議案第 39 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書中学校用の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

議案第 39 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書中学校用の採択について」の御説明をさせていただきます。

本議案につきまして、先ほど議案第 37 号で御説明いたしました小学校用と同内容の趣旨でございます。

従いまして中学校用につきましても、本年度採択外の年に当たらないことから、令和 5 年度は令和 4 年度と同一の教科用図書を採択するものでございます。以上でございます。

西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

西川俊孝教育長

この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第 39 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書中学校用の採択について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に日程第 11、議案第 40 号「吹田市令和 5 年度使用教科用図書中学校用

の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

議案第40号「吹田市令和5年度使用教科用図書、中学校用の学校教育法付則第9条に規定される教科用図書の採択について」御説明を申し上げます。

本議案につきましては、先ほど議案第38号で御説明いたしました小学校用と同内容の趣旨でございます。

従いまして、中学校用につきましても、学校教育法付則第9条に基づき、令和5年度使用教科用図書として採択された、発行者の教科用図書を拡大した拡大教科書を採択することが望ましいと考えますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

西川俊孝教育長

この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第40号「吹田市令和5年度使用教科用図書中学校用の学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を承認いたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第12「教育長報告」を議題とします。

内容は、①「藤白台小学校における学校規模適正化の方向性の決定」についてです。

事務局の説明を求めます。

木村匡志教育未来創生室参事

藤白台小学校における学校規模適正化の方向性の決定について御報告をいたします。資料の53ページをお願いいたします。

学校規模適正化に伴う地域への影響につきましては、市長部局が対応することになりますが、市長部局が具体的な具体策を検討するにあたり、まず教育委員会が、適正化の案について方向性を決定し、その内容を市長部局に集中連携する必要がございます。

今回、藤白台小学校や周辺校である青山台、あと古江台で北山田小学校の状況で適正化のシミュレーション等の検討を踏まえて、現時点では、子どもたちにとってよりよい教育環境を作るために、最善と考える方向性を決定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

方向性の内容につきましては、現在居住者がいない、藤白台5丁目7番から9番、及び12番から15番につきまして、青山台小学校区に新たに設定をいたします。

現在、藤白台小学校区ですでに居住者がいる藤白台5丁目、10番、11番につきましては、青山台小学校の、通学区域に見直しを行います。

方向性の決定理由につきましては、まず(1)で具体的な方策として、通学区域の見直しとした理由でございます。

学校規模適正化基本方針では、まず通学区域の見直しを検討し、それが困難である場合には、校舎の新增築や学校選択制の導入など、他の方策を検討

することとしてございます。

周辺校の学校規模の状況であったり、あと通学路の距離、安全性等を総合的に検討した結果、通学区域の見直しが可能であると判断したものでございます。

次に、(2)の通学区域の見直しの対象地域を藤白台5丁目の一部を青山台小学校区にするとした理由でございます。

1点目が、基本方針ではまず、中学校のブロック内で通学区域の見直しを検討することとしてございます。

基本方針に基づき検討した結果、藤白台小学校が属する青山台中学校区のもう一つの小学校でございます、青山台小学校への通学区域の見直しを行うことで、藤白台小学校の課題が解決できると判断したものでございます。

2点目が、今回の対象地域の大部分、今後の住宅開発予定地で、現在、居住者がいないため転校等が発生せず、児童や保護者に与える影響を最小限に抑えることができるためでございます。

議案書54ページをお願いいたします。3点目は受け入れ先の学校規模の状況です。

藤白台小学校と北山田小学校は、今後大規模な住宅開発により、大規模校となる可能性がございます。

青山台小学校は現在、小規模校で、教室にも余裕があり、大規模な住宅開発の予定もないため、受け入れは可能であると考えております。

4点目が、通学距離です。

藤白台5丁目から青山台小学校への距離が他の小学校に見直した場合と比較しても、最も距離が短く、また、藤白台5丁目から、藤白台小学校へは1.5キロございますが、青山台小学校へは750メートルというふうに、半分になり、大幅に改善するためでございます。

5点目が、同じ中学校区における学校規模の乖離でございます。

青山台中学校において、大規模校の藤白台小学校と、あと小規模校の青山台小学校の出身者の割合に大きな乖離があるために、その課題も解決できるものと考えております。

その他、この国循跡地の北側にすでに居住者がいらっしゃいます。

藤白台5丁目10番、11番を通学区域の見直しの対象とした理由でございますが、国循跡地を青山小学校区に見直した場合に、飛び地となってしまうことから、併せて見直しを行うものでございます。

なお、藤白台5丁目の一部を青山台小学校区とすることで、今後、藤白台1丁目や、あと3丁目の府営住宅の余剰地で、大規模な住宅開発が実施されても、藤白台小学校は、大規模校にならず、さらに、通学区域の見直しを実施する必要はないものと考えてございます。

説明は以上でございます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

現状では、方向性というふうに考えてよろしいですか。

これがどういうプロセスで、最終的になっていつからこういうことが施行

木村匡志教育未来創生室参事

されるかと、その工程を教えてください。

5 丁目の一部を青山台小学校区にするという手法は、決定させていただいて、実際に実施計画というものを今後策定させていただきたいと思っております。

この実施計画が今年度中にまず素案を策定して、パブリックコメントを実施して、その後、計画の決定、策定というふうな過程で、その前には皆様にお諮りをして、実施時期であったり、あと細かな経過措置といったところも御説明させていただいて、決定していきたいと考えております。

以上です。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは御意見がないようでしたら、教育長報告①を終わります。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第 1、議案第 41 号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

追加日程第 1、議案第 41 号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書 5 ページをお願いいたします。

現行改正案のとおりとなっております。

内容といたしましては、左側に現行右側に改正案となつてまして、この左側の現行なんですけども、こちら第 4 条第 4 項第 6 号、このアンダーラインを引いてる部分なんですけども、こちら教育未来創生室の現在分掌事務としております、児童及び生徒の指定校変更及び区域外就学に関する事項を右側改正案では学務課の分掌事務としまして、第 4 条第 3 項第 2 号に規定するものでございます。

改正理由についてでございますが、当内容は、令和 4 年 2 月の教育委員会会議において、指定校変更の事務についてはそれまで学務課の分掌事務としていたものを、当事務は学校規模適正化と密接に関連しますことから、一旦学校規模適正化事務を担う教育未来創生室に関する旨の規則改正の御承認をいただいたところでございます。

今年度に入りまして、学校規模適正化のスケジュールが見直されたことを受けまして、市民の利便性並びに事務の効率面から、2 月定例教育委員会で改正する前の事務分掌で事務を進めるものとするため改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和 4 年 8 月 1 日でございます。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

西川俊孝教育長

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

西川俊孝教育長

この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第 41 号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

西川俊孝教育長

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

次に、追加日程第2「教育長報告」を議題といたします。

内容は、②「新型コロナウイルス感染症への対応について」です。

事務局の説明を求めます。

まずは、学校教育部からの説明を求めます。

私より、追加議事日程第2「教育長報告新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告申し上げます。

まずは学校教育部より御報告いたします。

追加議案書の9ページを御覧ください。

本年6月18日から7月20日までに、小中学校において確認された新規感染者は、小学校児童888名、中学校生徒399名、教職員60名の合計1,347名。臨時休業数は、学級閉鎖が小学校13校、22学級、中学校が7校、11学級ございました。

各学校での感染対策については、4月21日から8月24日まで、夏季休業日となるため、夏季休業日の対応に限定して通知しています。

まず、夏季休業日においては、児童生徒が家庭で過ごす時間が多くなるため、各家庭においても、3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等の感染対策を継続するよう、保護者に周知しています。

また、今後の感染拡大に伴う対応として、学習用端末を自宅へ持ち帰っています。マスクの着脱については、課外クラブ部活動、登下校、部活動時の移動は、重症対策を優先しマスクを外すことを基本としています。

マスクを外す場合は、会話を控え、なおかつ周囲との協議を十分確保するよう指導しています。

課外クラブ、部活動については、吹田市課外クラブ部・活動における感染拡大予防ガイドラインの内容を遵守の上、活動しています。

夏休みのプールについては、会話を控えること、人との距離を確保することなど、新しい生活様式による水泳指導に関する留意事項のとり感染症対策を徹底した上で実施しています。

小学校の臨界学習海洋体験については、予定しておりました28校のうち、本日28日までに20校が実施済み、8校が感染拡大を懸念して中止をしております。

以上でございます。

続いて、地域教育部からの説明を求めます。

追加議案書の11ページを御覧ください。

感染者数、臨時休業数につきましては学校教育部と同じ令和4年6月18日から令和4年7月20日までの期間のものでございます。

まず、感染者数につきましては児童が159名、指導員補助員は6名でございます。

臨時休業につきましては、育成室全体を休業したものが、1室でございます。

続きまして感染対策でございますけれども、これも学校教育部と同様、留守家庭児童育成室につきましては、学校の夏季休業期間に入っておりますの

西川俊孝教育長

梶哲郎地域教育部次長放課後こども育成室長兼務

で、1日保育を開始するという一方で、加えて、大阪府の警戒レベルも上がっておりますことから、感染対策、感染拡大防止対策の徹底を周知してまいります。

具体的な内容といたしましては児童の健康観察カードの確認黙飲・黙食の徹底、体温37度以上または風邪症状のある場合の登室自粛、常時二方向の窓やドアを開ける換気など、実施をしているところでございます。

なお、今回御報告させていただいているものにつきましては、7月20日までということで、休室1室だけの報告となっておりますけれども、翌日以降、感染の拡大が顕著に現れておりまして、7月21日以降で6室休室をしてまいります。

以上です。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか

先ほど学校教育部の報告の中で、2番の夏季休業日の教育活動についての

(6)ここに臨海学習のことをまとめさせていただいているんですが、ここには、20校が実施済み、7校が中止とありますけれども、先ほど8校というふうに御報告させていただきました。

本日当該校から連絡があったため、原稿では7校となっているんですけれども、8校が実態ですので、恐れ入りますが、お手元の資料については、7校を8校に訂正いただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、教育長報告②を終わります。

これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

西川俊孝教育長
大江慶博教育監

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

閉会 午後4時35分